

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和52年7月を15万円に、53年8月を17万円に、56年7月及び同年8月を24万円に、同年9月を26万円に、59年4月から同年9月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から62年3月まで
② 昭和62年4月から平成11年3月まで
③ 平成11年4月から21年2月まで

申立期間①については、A社、申立期間②については、B社、申立期間③については、C社に勤務していた当時の給与明細書を確認したところ、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、当該期間のうち、昭和52年7月を15万円に、53年8月を17万円に、56年7月及び同年8月を24万円に、同年9月を26万円に、59

年4月から同年9月までの期間を28万円にすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行について、事業主は当該保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和50年8月1日から52年7月1日、同年8月1日から53年8月1日、同年9月1日から56年7月1日、同年10月1日から59年4月1日、同年10月1日から62年4月1日までの期間、申立期間②及び申立期間③については、申立人が所持する給与明細書により確認又は推認できる申立人の当該期間に係る報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回らないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月26日から同年12月26日まで
私の厚生年金保険の記録には、昭和35年1月から同年12月まで空白期間があるが、その間に長女が生まれ、A社に継続勤務していたので、空白期間は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社で申立期間も継続して勤務していたと主張しているが、申立人と同時期に同社で厚生年金保険に加入していた同僚で住所が判明した者29人に照会したところ、複数の同僚は、「申立人のことを知っているが、申立人の勤務していた期間は分からない。」と供述しており、当該同僚のうち一人は、「申立人は、時期は分からないが途中いなくなり出勤していない期間があったと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことを確認することができない。

また、事業主は、「当時の資料や記録が無いため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除は不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月22日から同年8月29日まで
A社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和28年4月22日から同年8月29日までの期間とされていたが、私が同社に勤務していた期間は、申立期間である。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の弟が私より先にA社B支店に勤務しており、私は弟の紹介で昭和27年4月22日に同社に入社した。」と主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の弟の厚生年金保険被保険者資格の取得日は27年6月19日であることが確認できる。

また、申立期間において、前述の被保険者名簿で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、いずれの同僚も、「申立人が当該事業所に勤務していた期間は分からない。」と供述している上、事業主は、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立人が昭和28年4月22日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月29日付けで同資格を喪失している記録は確認できるものの、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申

立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。